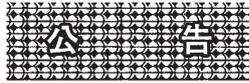


事及び労働関係を担当するものに限る。)、総務課長」に改め、「次長」の次に「(人事及び労働関係を担当するものに限る。)」を加える。

労働委員会事務局



公告

平成29年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

平成29年6月1日

長野県知事 阿部守一

Table with 3 columns: 同一の単位とされる保安林の所在地, 保安林の種類, 皆伐面積の限度. Lists various locations like 千曲川上流, 千曲川中流, etc., and their corresponding forest types and limits.

Table with 3 columns: Location details, 保健保安林, 皆伐面積. Lists specific locations like 上伊那郡辰野町, 下伊那郡阿智村, etc., and their respective areas.

森林づくり推進課

公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成29年6月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 処分をした年月日
平成29年6月1日
2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
有限会社住まいリング
佐久市佐久平駅北24番地1
岡村 智恵美
3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に係る営業の全部
(2) 期間
平成29年6月15日から平成29年7月10日までの26日間
4 処分の原因となった事実
有限会社住まいリングは、平成13年2月20日から平成28年2月19日まで建設業許可(建築工事業)を有していたが、専任技術者が平成25年12月31日に退職したにもかかわらず、建設業法第11条第5項に規定される変更の届出をせず、約2年1ヶ月の間、専任技術者が不在のまま営業を継続していた。
専任技術者が主任技術者を兼務しており、退職により不在になったにもかかわらず、建設業法第26条第1項に違反して、工事現場に主任技術者を置かず、複数の工事を施工していた。
平成28年2月19日をもって許可が失効した後も、平成29年2月15日までの約1年間、建設業法第40条の2に違反して、自社のホームページ等に建設業許可番号を掲示し、注文者に対して建設業許可を受けた建設業者であると誤認させるとともに、建設業法第29条の3第1項後段に違反して、建設業許可が失効する前に契約を

締結していた注文者に対して、建設業許可が効力を失った旨を知らせる通知をせずに、工事を継続して施工した。

注文者との自宅新築等の請負契約において、太陽光発電設備工事等の追加を口頭により約束し、工事代金を前払いで受領するも履行していない。

これらのことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

建設政策課